

## インバウンド誘客促進補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「インバウンド誘客促進補助事業」(以下「補助事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 天栄村長(事業受託者:天栄村観光協会長。以下、「観光協会長」という。)は、インバウンド誘客による観光活性化を促進するため、訪日観光客を対象に村内で宿泊金額を割り引いて販売する事業者(以下、「宿泊支援事業者」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する補助事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業者等)

第3条 本補助事業の対象となる者は、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づき旅館業の許可を受けた者(ただし、下宿営業を除く。)又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づき福島県知事に届出を行った者で村内に宿泊施設を有している宿泊支援事業者とする。

2 前項の補助事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業の対象となる者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 本補助事業の対象となる事業費及び補助金額は別表に掲げる額とする。

(参加申込)

第4条 本事業に参加を希望する宿泊支援事業者は、事業実施前までに、観光協会長に「インバウンド誘客促進事業」参加申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(支援限度額の通知等)

第5条 観光協会長は、宿泊支援事業者から前条の申込があった場合は、申込内容を審

査の上、支援の可否及び支援限度額を決定し、「インバウンド誘客促進事業」支給限度額決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 前項の参加承認を得ずに無断で補助事業を実施したことが判明した場合は、第4条の申込を無効とする。

（支援限度額の変更）

第6条 宿泊支援限度額を変更しようとする者は、観光協会長に申し出て、双方協議の上、予算の範囲内において決定するものとする。

- 2 宿泊支援事業者が前項の協議を経ずに、無断で支援限度額を超えて補助事業を実施したことが判明した場合は、支援限度額を超えた分を支援対象から除外する。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする宿泊支援事業者等は、各月の実績について、「インバウンド誘客促進事業」交付申請書（様式第3号）を、次の各号に掲げる関係書類を添えて提供月の翌月5日（当該日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日）までに観光協会長に提出しなければならない。

（1）「インバウンド誘客促進事業」訪日観光客証明書（様式第5号）

（2）パスポートの写し

（3）「インバウンド誘客促進事業」交付請求書（様式第6号）

（4）その他観光協会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第8条 観光協会長は、宿泊支援事業者から前条の申請があったときは、内容を審査の上、各月の補助金の額を確定し、「インバウンド誘客促進事業」補助金交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた宿泊支援事業者は、観光協会長に「インバウンド誘客促進補助事業」補助金交付請求書（様式第6号）により請求できるものとする。

（補助金の交付）

第9条 観光協会長は前条第2項の規定による請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類等の整備）

第10条 補助金の交付を受けた宿泊支援事業者は次の各号のとおり努めなければならない。

（1）事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

（2）事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

（状況報告及び調査）

第11条 天栄村長及び観光協会長は必要に応じて宿泊支援事業者から対象事業につ

いて報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 観光協会長は、宿泊支援事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 観光協会長は、前条に基づき、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた宿泊支援事業者は、観光協会長が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第15条 宿泊支援事業者等は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第16条 宿泊支援事業等に関する手続き及び補助事業の実施に関し、宿泊支援事業者が不利益を被る場合であっても、天栄村長及び観光協会長は一切の費用を負担しないものとする。

(個人情報の保護)

第17条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律、天栄村個人情報保護条例及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年9月8日から施行する。

別表（第3条関係）

| 宿泊金額<br>(※1)        | 1人1泊当たり宿泊補助額<br>(割引額) |
|---------------------|-----------------------|
| 1人1泊当たり7,000円(税抜)以上 | 3,000円                |

(1) 宿泊支援事業者等への支援金の振込手数料は、観光協会長が負担する。

(2) 宿泊支援事業については次のとおりとする。

①※1の宿泊金額については、いずれも消費税額等及び入湯税を除いた額とする。

②宿泊支援事業者は宿泊金額から割り引いて販売した場合に、当該割引額を観光協会に対して請求することとする。

③宿泊支援事業の対象となる期間は、事前に予約したもので令和7年11月1日から令和8年2月28日までとする。

④次のいずれかに該当するものは、宿泊支援事業の対象から除く。

- ・観光協会長に事前の連絡なく利用した場合
- ・ビジネス目的での宿泊及び法人カードによる決済
- ・その他、天栄村長又は観光協会長が不適當と認めるもの